

日野市職員の退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 7 月 1 日

日野市長

古賀壮志

日野市職員の退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則

日野市職員の退職手当支給条例施行規則（昭和41年規則第10号）の一部を次のように改正する。

第9条中「第10条第5項」を「第10条第2項第5号」に改める。

第21条第1項中「（昭和50年労働省令第3号）」を削る。

第14号様式から第16号様式までの規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。